

学長の再任の審査結果について

令和5年10月27日

国立大学法人一橋大学学長選考・監察会議

国立大学法人一橋大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）は、国立大学法人一橋大学学長選考規則（平成19年規則第146号。以下「学長選考規則」という。）第7条の2の規定に基づき、再任の可否の審査を行った結果、中野 聡学長の再任を可とすることを決定しました。

このため、国立大学法人法（平成15年法律第120号）第12条第7項及び国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第1条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり公表します。

記

1. 学長候補者氏名 中野 聡（なかの さとし）
2. 任 期 令和6年9月1日～令和8年8月31日
3. 審 査 結 果 再任を可とする
4. 審 査 理 由

学長選考・監察会議は、中野 聡学長の現在の任期が令和6年8月31日をもって満了となることから、学長選考規則第7条の2の規定により、業務執行状況の確認、所信表明書等の審査及び面談を実施した結果、再任を可とする決定をした。

同学長は、「国立大学法人一橋大学長に求められる資質と能力」（令和3年1月22日（令和5年4月24日改正）学長選考・監察会議）にある資質及び能力を有していると認められ、また、学内外の多様なステークホルダーと対話を重ね、リーダーシップを発揮して、第4期中期目標・中期計画を実現するための取組に加え、指定国立大学法人構想に関連する研究力強化やソーシャル・データサイエンス学部・研究科設置等の教育力充実にに向けた様々な施策を着実に実行し成果をあげてきた。

学長選考・監察会議は、2025年の創立150周年に向けた研究力と人材育成力をさらに発展させるための様々な施策の実現や、第4期中期目標・中期計画及び指定国立大学法人構想のビジョン実現への一層の貢献に期待できることから、同学長を、一橋大学の学長として、適任と判断した。

5. 審査の過程

- 令和5年4月24日（月） 学長選考・監察会議を開催し、次のことを行った。
 - ・ 再任審査スケジュールについての確認
 - ・ 再任の意思確認方法の決定
 - ・ 学長に再任の意思がある場合の審査実施手順の決定

- 令和5年4月24日（月） 学長選考・監察会議議長が、学長に次のことを依頼した。
 - ・ 再任の意思に関する回答書の提出

- 令和5年5月22日（月） 学長選考・監察会議議長が、学長から次のものを受理した。
 - ・ 再任の意思がある旨の回答書

- 令和5年6月22日（木） 学長選考・監察会議を開催し、次のことを行った。
 - ・ 再任審査にあたり使用する資料の決定

- 令和5年6月23日（金） 学長選考・監察会議議長が、学長に次のことを依頼した。
 - ・ 所信表明書等の作成

- 令和5年8月31日（木） 学長選考・監察会議議長が、学長から次のものを受理した。
 - ・ 所信表明書
 - ・ 令和5年4月から8月までの大学運営主要業績

- 令和5年9月22日（金） 学長選考・監察会議を開催し、次のことを行った。
 - ・ 学長選考・監察会議委員と学長との面談
 - ・ 所信表明書等の審査

- 令和5年10月16日（月） 学長選考・監察会議を開催し、次のことを行った。
 - ・ 所信表明書等の審査
 - ・ 再任の選考方法の決定

- 令和5年10月27日（金） 学長選考・監察会議を開催し、次のことを行った。
 - ・ 再任を可とする決定
 - ・ 再任審査結果の公表内容の決定

以上